

八女市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱

平成25年3月27日決裁

改正 令和4年5月24日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住民基法」という。）に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍（除かれたもの及び改製されたものを含む。）の謄抄本、戸籍（除かれたもの及び改製されたものを含む。）の記載事項証明書及び届出書の記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等の交付申請書（職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。）に交付請求対象者として記載された者（本人の法定代理人を含む。）をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(本人への通知)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を本人に通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等を取得した者が、住基法第46条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合
- (2) 国又は県、関係機関等からの通知その他の方法等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行ったことが明らかになった場合
- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、市長が不正取得を行ったことが明らかであると認めた場合

2 不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書が、保存年限を経過し廃棄されている場合には、前項の規定にかかわらず、通知しないものとする。

(本人への通知の方法)

第4条 前条の規定により本人に通知する場合には、あらかじめ住民基本台帳事務等に関するお知らせについて(様式第1号)により、本人に連絡した上で、本人のプライバシーに十分配慮して、口頭又は住民票の写し等の不正取得に係る本人通知書(様式第2号)その他適宜の方法により、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 不正取得に係る事実関係及び不正取得された住民票の写し等の交付請求書に記載された不正取得者の住所、氏名等の事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(資料の提供)

第5条 本人が、不正取得者に関する資料(以下「対象資料」という。)の提供を希望する場合には、申込書(様式第3号)に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、特段の事情がある場合を除き、本人に対し、速やかに対象資料を提供するものとする。

(対象資料)

第6条 前条の規定により、提供する対象資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 不正取得の際に使用された交付請求書

(2) 前号の交付請求書に添付された疎明資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 前条の規定により対象資料の提供を行う場合は、あらかじめ当該文書を特定し、当該提供に係る決裁を受けておくものとする。

(通知後の支援)

第7条 市長は、不正取得による人権侵害が明らかになった場合には、本人に対し、法務局への相談その他必要な情報を適宜提供し、支援するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、不正取得に係る本人への通知に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月24日決裁)

この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

第 号
年 月 日

様

八女市長

住民基本台帳事務等に関するお知らせについて

日頃から市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

突然このようなご連絡を差し上げ申し訳ございませんが、本市の住民基本台帳事務（又は戸籍事務）に関する事で、あなた様に至急ご説明いたしたいことがございます。

つきましては、お忙しい中誠に恐れ入りますが、あなた様から下記の担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 担当者

2 連絡先

第 号
年 月 日

様

八女市長

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知書

住民基本台帳法又は戸籍法の規定により交付した下記の証明について、不正取得によるものであることが判明しましたので、八女市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱第4条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 不正取得の内容

- (1) 交付した証明書の種類及び通数
- (2) 交付年月日
- (3) 戸籍の表示（本籍及び筆頭者）又は住所
- (4) 被請求者氏名
- (5) 不正取得した者の氏名及び住所

2 その他

様式第3号（第5条関係）

申込書

年 月 日

八女市長

住 所
申込者 氏 名
電話番号

下記のとおり、対象資料の提供を申し込みます。
なお、提供を受けた資料に関する情報は、私の責任で適正に管理いたします。

記

提供方法	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧
提供を希望する資料	<input type="checkbox"/> 不正取得に係る交付請求書の写し
	<input type="checkbox"/> 当該交付請求書の添付書類
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
	<input type="checkbox"/> 被保険者証	
	<input type="checkbox"/> 年金手帳又は基礎年金番号通知書	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	